

ロシア連邦
連邦法

ロシア連邦民法典第1部第128条および第140条、第2部、ならびに第3部第1128条および第1174条の
改正について

国家院（下院）採択 2023年7月13日

連邦院（上院）承認 2023年7月19日

第1条

ロシア連邦民法典第1部（ロシア連邦法令集、1994、No.32、掲載番号3301；2013、No.27、掲載番号3434；2019、No.12、掲載番号1224）に以下の変更を加える：

- 1) 第128条における「現金以外の金銭、」という文言のあとに「、ただし、デジタルルーブルを含む、」という文言を追加する；
- 2) 第140条第1項第2段落に「、ただし、デジタルルーブルによる決済を含む」という文言を追加する。

第2条

ロシア連邦民法典第2部（ロシア連邦法令集、1996、No.5、掲載番号410；2017、No.31、掲載番号4761）に以下の変更を加える：

- 1) 第845条第7項における「支払い手段」という文言のあとに「およびデジタルルーブル口座契約に対する」という文言を追加する；

2) 第861条において：

- a) 第3項における「非現金決済」という文言のあとに「、ただし、デジタルルーブルによる決済をのぞく」という文言を追加する；

b) 以下を内容とする第4項を追加する：

「4. デジタルルーブルによる決済は、ロシア銀行が国家決済システムに関するロシア連邦の法にしたがってデジタルルーブルプラットフォームにおいてデジタルルーブルを送金することによってこれを行う。」；

3) 第862条第1項において：

- a) 「非現金決済」という文言のあとに「、ただし、デジタルルーブルによる決済をのぞく」という文言を追加する；

b) 以下を内容とする段落を追加する：

「デジタルルーブルによる決済は、国家決済システムに関するロシア連邦の法が定める形態によってこれを行うことができる。」。

第3条

ロシア連邦民法典第3部（ロシア連邦法令集、2001、No.49、掲載番号4552；2004、No.49、掲載番号4855；2008、No.27、掲載番号3123；2016、No.11、掲載番号1487）に以下の変更を加える：

1）第1128条第4項に「、およびデジタルルーブル口座の開設および管理を行うロシア銀行に」という文言および以下の文を追加する。「デジタルルーブルによる遺言書執行の手順は、ロシア連邦政府がロシア銀行との合意にもとづいてこれを定める。」；

2）第1174条第3項第2段落および第3段落を以下の文言に変更する：

「預金としてまたは口座において被相続人の金銭が存在している銀行、および被相続人のデジタルルーブル口座にデジタルルーブルが計上されている場合におけるロシア銀行は、公証人の決定書にもとづき、それらを上記の費用の支払いに充てるべく公証人の決定書に掲げる者に提供するものとする。

金銭（被相続人の預金として、もしくはその他の任意の口座において存在するもの、ならびに被相続人のデジタルルーブル口座に計上されているデジタルルーブル）を相続した相続人は、その相続が遺言書によって行われる場合（第1128条）を含めて、相続開始日から6カ月以内であればいつでも、当該の預金またはデジタルルーブル口座を含む口座から、被相続人の葬儀に必要とされる金銭を取得することができる。」。

第4条

1. 本連邦法は、本連邦法第3条第1項をのぞき、2023年8月1日をもって発効する。
2. 本連邦法第3条第1項は2024年8月1日をもって発効する。

ロシア連邦大統領
V.プーチン

モスクワ、クレムリン
2023年7月24日
第339-FZ号